

日行連発第309号
令和8年6月4日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 宮本 重則

行政書士法第19条第1項の「報酬」の考え方について（送付）

日頃より本会の運営にご協力いただき、御礼申し上げます。

この度、令和8年1月1日に施行された改正行政書士法第19条第1項の「報酬」の考え方について、別添のとおり作成いたしましたので、送付いたします。

各単位会におかれましては、事業者等からの照会対応等にご活用くださいますようお願いいたします。

なお、本件につきましては、日行連会員サイトにも掲載いたします。

以上

【別添】

- ・行政書士法第19条第1項の「報酬」の考え方について